

県民会館条例（昭和48年岩手県条例第12号）第6条第3項の規定により、岩手県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 ホール及びホール以外の室を使用する場合にあっては、表1及び表2に掲げる額を合算した額（附属の設備を使用する場合にあっては、当該合算した額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 駐車場を使用する場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日

表1 ホールの利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
大ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 33,850	円 49,350	円 66,280	円 83,200	円 115,630	円 149,480	
		その他の日	29,170	43,100	52,350	72,270	95,450	124,620	
	1,000円未満の入場料を徴 収する場合	土曜日及び休日	44,670	67,860	83,350	112,530	151,210	195,880	
		その他の日	38,550	55,480	69,420	94,030	124,900	163,450	
	1,000円以上3,000円未満の 入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	58,740	80,100	103,160	138,840	183,260	242,000	
		その他の日	46,360	67,860	83,350	114,220	151,210	197,570	
	3,000円以上5,000円未満の 入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	67,860	95,600	121,770	163,460	217,370	285,230	
		その他の日	55,480	80,100	101,720	135,580	181,820	237,300	
	5,000円以上の入場料を徴 収する場合	土曜日及び休日	83,100	121,640	151,470	204,740	273,110	356,210	
		その他の日	69,810	100,020	126,340	169,830	226,360	296,170	
	中ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	14,580	23,180	26,300	37,760	49,480	64,060
			その他の日	12,760	17,580	23,180	30,340	40,760	53,520
500円未満の入場料を徴収 する場合		土曜日及び休日	16,140	26,310	32,430	42,450	58,740	74,880	
		その他の日	14,590	23,180	27,610	37,770	50,790	65,380	
500円以上1,000円未満の 入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	17,580	27,610	33,870	45,190	61,480	79,060	
		その他の日	14,590	24,740	29,180	39,330	53,920	68,510	
1,000円以上2,000円未満の 入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	21,490	29,180	38,550	50,670	67,730	89,220	
		その他の日	17,580	26,310	30,860	43,890	57,170	74,750	
2,000円以上の入場料を徴 収する場合		土曜日及び休日	23,180	30,860	39,980	54,040	70,840	94,020	
		その他の日	17,580	27,610	32,430	45,190	60,040	77,620	

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,000円以上の入場

料を徴収する場合、中ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 7 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（6の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 8 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 ホール以外の室の利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
		円	円	円	円	円	円
第1展示室	入場料を徴収しない場合	2,620	3,990	4,770	6,610	8,760	11,380
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,930	6,000	7,170	9,930	13,170	17,100
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	5,260	7,990	9,550	13,250	17,540	22,800
第2展示室	入場料を徴収しない場合	8,310	12,180	15,100	20,490	27,280	35,590
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	12,490	18,260	22,660	30,750	40,920	53,410
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	16,640	24,350	30,220	40,990	54,570	71,210
第1会議室		2,630	3,550	4,460	6,180	8,010	10,640
第2会議室		3,240	4,630	5,550	7,870	10,180	13,420
第3会議室		2,150	2,630	2,910	4,780	5,540	7,690
第4会議室		1,840	2,470	2,750	4,310	5,220	7,060
第5会議室		2,150	2,750	3,390	4,900	6,140	8,290
講師控室		400	540	540	940	1,080	1,480
第1和室		1,460	2,470	3,240	3,930	5,710	7,170
第2和室		1,460	2,470	3,240	3,930	5,710	7,170
特別室		1,370	1,800	2,070	3,170	3,870	5,240
ミーティングルーム		2,650	3,500	4,010	6,150	7,510	10,160
リハーサル室		2,630	3,550	4,460	6,180	8,010	10,640
大ホール用	第1楽屋	1,840	2,630	3,240	4,470	5,870	7,710
	第2楽屋	1,260	2,150	2,310	3,410	4,460	5,720
	第3楽屋	540	720	960	1,260	1,680	2,220
	第4楽屋	540	720	960	1,260	1,680	2,220
中ホール用	第1楽屋	480	540	650	1,020	1,190	1,670
	第2楽屋	1,130	1,460	1,840	2,590	3,300	4,430
	第3楽屋	720	960	1,130	1,680	2,090	2,810
第1主催者控室		400	720	720	1,120	1,440	1,840
第2主催者控室		400	720	720	1,120	1,440	1,840

第3主催者控室	400	720	720	1,120	1,440	1,840
第4主催者控室	400	720	720	1,120	1,440	1,840
第1シャワー室	480	480	480			
第2シャワー室	480	480	480			
第1浴室	1,130	1,130	1,130			
第2浴室	1,130	1,130	1,130			

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 展示室を、入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 展示室を、専ら準備若しくは撤去のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。
- この表に定める時間以外の時間に使用する場合（5の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表3 附属の設備の利用料金

区分		単位	利用料金 (1回につき)	備考	
舞台 設備	大ホール	オーケストラピット	1基	円 4,290	
		舞台せり上げ装置	1基	1,150	
		花道スッポン	1基	1,150	
		仮設花道	1式	2,150	
		仮設脇花道	1式	2,150	
		仮設大臣囲い	1式	3,240	
		松羽目・竹羽目	1式	2,150	
		浅黄幕	1式	910	
		しゃ幕	1枚	910	
		演壇	1式	720	
		スクリーン	1張	1,590	
		音響反射板	1式	8,480	天反ライトを含む。
	中ホール	回り舞台	1式	3,240	
		仮設花道	1式	1,150	
仮設大臣囲い		1式	2,150		
松羽目・竹羽目		1式	1,670		
浅黄幕		1式	540		

		しゃ幕	1 枚	540	
		演壇	1 式	430	
		スクリーン	1 張	1, 270	
		音響反射板	1 式	4, 290	天反ライトを含む。
	大ホール・中 ホール共通	地がすり	1 枚	1, 150	
		リノリウム	1 枚	1, 150	
		所作台	1 枚	360	
		金びょうぶ	1 双	1, 530	
		銀びょうぶ	1 双	1, 530	
		白びょうぶ	1 双	1, 530	
		毛せん	1 枚	160	
		長座布団	1 枚	160	
		上敷ごご	1 枚	430	
		大太鼓	1 台	720	
		袖囲い	1 式	1, 150	
		振り落とし装置	1 式	290	
		めくり台	1 台	90	
		姿見	1 台	910	
		指揮台	1 式	420	
		譜面台	1 式	90	
		譜面灯	1 灯	90	
		平台	1 枚	160	
		箱足	1 台	90	
		開き足	1 脚	90	
	舞台用椅子	1 脚	90		
	長机	1 台	160		
	コントラバス用椅子	1 脚	160		
	黒板	1 式	160		
照明 設備	大ホール	フットライト	1 列	910	
		ボーダーライト	1 列	1, 150	
		サスペンションライト	1 列	1, 530	
		アッパーホリゾントライト	1 列	1, 590	
		ロアーホリゾントライト	1 列	1, 920	
		トーメンタルライト	1 組	290	1 組 4 台
		フロントライト	1 組	1, 530	1 組 8 台
		シーリングライト	1 列	2, 900	
		センタークセノンピンスポットライト	1 台	2, 150	
		クセノンピンスポットライト	1 台	1, 530	
		コンダクタースポットライト	1 台	290	

中ホール	フットライト		1列	720	
	ボーダーライト		1列	910	
	サスペンションライト		1列	1,150	
	アップーホリゾントライト		1列	1,590	
	ローアホリゾントライト		1列	630	
	フロントライト		1組	1,210	1組8台
	シーリングライト		1式	1,380	
	センタークセノンピンスポットライト		1台	1,530	
大ホール・中 ホール共通	スポットライト	大	1台	360	
		小	1台	160	
	フットスポットライト		1台	160	
	花道フットライト		1列	1,090	
	ストリップライト	大	1台	340	
		小	1台	150	
	エフェクトマシン		1台	910	
	ダブルマシン		1台	910	
	リップルマシン		1台	910	
	オーバーヘッドマシン		1台	910	
	オーロラマシン		1台	720	
	ファイヤーマシン		1台	720	
	ミラーボール		1台	720	
	星球		1式	1,590	
	スポック		1台	160	
	ピンカッタースポットライト		1台	910	
	シールドビームライト		1台	510	
	エアクラフトライト		1式	2,150	1式4台
	フィルムマシン		1台	910	
	ストロボ		1式	1,020	
	コンセプトマシン		1式	2,310	
	スライドキャリアマスク		1台	760	
	ハイクオリティーカッターライト		1台	910	
カラーチェンジャー		1台	390		
音響 設備	大ホール	拡声装置	1式	4,290	マイク1本付き
	中ホール	拡声装置	1式	2,310	マイク1本付き
	大ホール・中 ホール共通	レコードプレーヤー	1台	1,150	
		コンソール型テープレコーダー	1台	1,770	
		ポータブル型テープレコーダー	1台	1,150	
		カセット式テープレコーダー	1台	1,150	
デジタル式レコーダー		1台	1,150		

		16チャンネル・マルチトラックテープレコーダー	1台	1,440	
		ワイヤレスマイクロホン送受信機	1チャンネル	1,770	電池を含む。
		ステージスピーカー	1台	910	
		コンデンサー型マイクロホン	1本	910	
		ダイナミック型マイクロホン	1本	720	
		移動型ミキサー卓	1台	4,040	
		残響付加装置	1台	1,930	
		グラフィック・イコライザー	1台	310	
		デジタル・ディレイ	1台	160	
		コンプレッサー・リミッター	1台	420	
		ノイズ・ゲート	1台	510	
		16対マルチ・ケーブル	1式	160	コンセントボックス1台付き
		8対マルチ・ケーブル	1式	80	コンセントボックス1台付き
		床上型マイクスタンド	1台	100	
		ブーム型マイクスタンド	1台	80	
		卓上型マイクスタンド	1台	80	
		ダイレクト・ボックス	1台	80	
		3点つり式マイク昇降装置	1基	910	
		エレベーター式マイク昇降装置	1基	910	
		コンパクト・ディスクプレーヤー	1台	1,150	
		はね返しスピーカー	1台	850	
	第1会議室	拡声装置	1式	1,270	マイク付き
	第2会議室	拡声装置	1式	1,270	マイク付き
ピアノ	大ホール・中ホール共通	スタインウェイピアノ	1台	14,720	製造番号512505
		スタインウェイピアノ	1台	12,650	製造番号429069
		ヤマハピアノ	1台	6,320	
		カワイピアノ	1台	3,240	
	リハーサル室	ヤマハピアノ	1台	3,240	
映写機等	大ホール	35mm映写機	1台	7,400	
		16mm映写機	1台	3,690	
	中ホール	16mm映写機	1台	3,240	
	大ホール・中ホール共通	16mm映写機	1台	2,150	可搬型スクリーン付き
		8mm映写機	1台	1,150	可搬型スクリーン付き
		エルモスライド映写機	1台	7,220	可搬型スクリーン付き
		マスタースライド映写機	1台	1,150	可搬型スクリーン付き
		エルモオーバーヘッドプロジェクター	1台	2,310	可搬型スクリーン付き
		液晶ビデオ映写装置	1式	3,580	
	全会議室共通	スクールゼム・ベルハウエルオーバー	1台	1,150	可搬型スクリーン付き

		ヘッドプロジェクター			
		液晶ビデオ映写装置	1 式	3,580	スクリーン付き
その他		テレビ中継設備		10,480	
		ラジオ中継設備		6,320	
		持込機器	1 k Wにつき	290	
		可搬型テープレコーダー	1 台	1,150	
		彫塑台	1 台	90	
		工芸品展示台	1 台	90	
		パーテーションベース	1 本	90	
		スポットライト	1 台	90	
		長机	1 台	160	
		椅子	1 脚	90	
		コインロッカー	1 台	100	

表4 駐車場の利用料金

区 分	利用料金
乗車定員が30人以上の乗合自動車	駐車時間 1 時間までごとに750円
その他の 4 輪以上の自動車	駐車時間 1 時間までごとに350円 2 時間を超え 4 時間以内の場合は1,000円、4 時間を超え 6 時間以内の場合は1,000円 に駐車時間 1 時間までごとに350円を加算した額、6 時間を超え 8 時間以内の場合は 2,000円、8 時間を超え10時間以内の場合は2,000円に駐車時間 1 時間までごとに350 円を加算した額、10時間を超え12時間以内の場合は3,000円、12時間を超え14時間以 内の場合は3,000円に駐車時間 1 時間までごとに350円加算した額、14時間を超え16時 間以内の場合は4,000円、16時間を超え18時間以内の場合は4,000円に駐車時間 1 時間 までごとに350円を加算した額、18時間を超え20時間以内の場合は5,000円、20時間を超 え22時間以内の場合は5,000円に駐車時間 1 時間までごとに350円を加算した額、22 時間を超え24時間以内の場合は6,000円

備考 その他の 4 輪以上の自動車の駐車時間が24時間を超える場合の利用料金は、6,000円にこの表のその他の 4 輪以上の自
 動車の利用料金の例により算定した額を加算した額とする。